

報酬表 讓渡希望企業用

1. 企業評価料及び案件化料*提携仲介/アドバイザー契約締結時

譲渡企業の簿価総資産額	企業評価料	案件化料	合計
2 億円以下	5 0 万円	5 0 万円	1 0 0 万円
2 億円超 1 0 億円以下	1 0 0 万円	1 0 0 万円	2 0 0 万円
1 0 億円超 2 0 億円以下	1 5 0 万円	1 5 0 万円	3 0 0 万円
2 0 億円超 5 0 億円以下	2 5 0 万円	2 5 0 万円	5 0 0 万円

(注1) 譲渡対象企業の関係会社・事業所が複数ある場合、総資産が50億円超の場合は別途お見積りいたします。

(注2) 企業評価にあたり、以下の場合は別途ご相談させていただきます。

- ・ 調査会社の市場予測や特別な技術評価を要する場合
- ・ 経営計画策定コンサルティングを要する場合
- ・ 不動産鑑定を要する場合

(注3) 海外に譲渡対象企業の関係会社・事業所・工場等があり、事前の財務調査等が必要な場合は、上記の企業評価料・案件化料の他に300～500万円を頂戴いたします。

2. 成功報酬 * 最終契約締結時

① M&A（合併、買収、事業譲渡）仲介/アドバイザーの場合

譲渡企業の時価総資産額（営業権を含む）	手数料率
４億円以下	２０００万円
４億円超５億円以下の部分	５％
５億円超１０億円以下の部分	４％
１０億円超５０億円以下の部分	３％
５０億円超１００億円以下の部分	２％
１００億円超の部分	１％

(計算例) 譲渡企業の営業権を含む 時価総資産額が8億円の場合

4 億円以下の部分 = 2,000 万円

$$(5\text{億円}-4\text{億円}) \times 5\% = 500\text{万円}$$

$$(8\text{億円} - 5\text{億円}) \times 4\% = 1,200\text{万円}$$

合計 3,700万円

なお、M&A について、合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為や事業譲受等の手続きを伴う場合、当該手続きの複雑性、規模、当社の業務範囲等を勘案し、貴社と協議した上、上記の成功報酬以外に別途手続き費用（最低500万円）を請求させていただく場合がございます。

② 合併・会社分割等の資本政策、業務提携などの場合

- ・基本手数料を500万円とし、形態、規模等に応じて決めさせていただきます。

* 以下の項目について仲介手数料には含まれておりません

- (1) 不動産鑑定士、登記、及び株券印刷等の実費
(2) 公認会計士、税理士、及び弁護士費用等の実費

注：上記費用には全て別途消費税がかかります。